

いわき市農業委員会第26回農地部会議事録

1 開催日時

平成29年8月21日（月）14時50分から15時25分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 中会議室(2)

3 出席者（20人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘		
3番	大竹 公治	10番	青木 泰榮	15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

(2) 事務局（6人）

黒川 政彦 事務局長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（1人）

14番 佐川 良平

5 会議の概要

- 農地部会長
(以下、議長) それでは、只今から第26回農地部会を開催いたします。
本日の通告欠席者は、14番 佐川良平委員の1名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。
次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議がないようですので、指名いたします。
4番 長瀬紘委員、5番 飯高敬一委員にお願いいたします。
それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。
- 林係長 取下げ、訂正、追案等について説明いたします。
「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」において訂正が1件、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」において訂正が1件ございます。詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。
外、取下げ、訂正、追案等はありません。
- 黒川局長 それでは事務局より、7月20日に開催されました第23回農政振興部会の審議結果についてご報告いたします。
「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、時点修正のうえ昨年度の内容を踏襲した原案をお示しし、その内容について議論いただいたところでございます。
意見としましては、水田稲作からの経営類型の転換に関し、意見・要望が不足しているところのご指摘や、市道管理や景観維持などの農業者の社会貢献について、一般市民の理解向上に繋がる取り組みの必要性などがあり、引き続き議論を重ねることとしたところでございます。
農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。
- 議長 それでは議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事

項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号、3条許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目はすべて田、面積は3,122㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外7件、8番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、9番、申請地、平、地目は田および畑、面積は田が6,429㎡、畑が2,377㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

外3件、12番までは贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、13番、申請地、小川、地目は田、面積は1,000㎡でございます。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

今月の3条申請面積は、田34,720㎡、畑15,526.94㎡、合計50,246.94㎡です。

番号1番から13番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平1区、お願いいたします。

4番長瀬委員

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。

宇佐見主任	番号2、3、4、5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
1番鈴木委員	番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
12番鈴木委員	番号7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号8、13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局から、お願いいたします。
宇佐見主任	番号9、10、11、12番の事案は、親族間での贈与であることから、事務局のみで現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査

議案書の7ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条第1項許可を説明いたします。

お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

1番、申請地、平、地目は畑、面積は402㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

転用目的は、資材置場でございます。

事業実施の確実性につきましては、申請人は現在、平のアパートに家族4人で生活しておりますが、子供の成長に伴い、アパートが手狭になってきたことから、申請地の隣接地の一戸建てへ住み替えを予定しております。さらに、申請人は建設業を営んでおり、防犯上・安全上の観点から自宅の隣接地に資材を置き、管理することからこの度申請に至った案件であり、事業実施は確実であると思われまます。

2番、申請地、遠野、地目は田、面積は422.27㎡でございます。

権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。

転用目的は、自己住宅敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は今後年老いていく両親を看護しながら生活していくため、両親の建物の近隣に住宅を建築しようと考えました。そこで父親名義の農地が実家の隣に立地しており、そこに自己用住宅を建築して、家族で相互扶助しながらの生活をしていくことが合理的であることから、事業実施は確実であると思われまます。

3番については、鉄筋加工場兼資材置場での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上3件、面積の合計は、田3,353.27㎡ 畑402㎡となりまして、合計は3,755.27㎡となります。説明は以上です。

- 議 長 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
まず、平1区、お願いいたします。
- 2番木村委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題は
ありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
- 6番荒川委員 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題
はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、事務局から、お願いいたします。
- 近藤主査 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題
はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、
その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)
- 議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定によ
る許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。
- 林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条第1項許可に対する意見の決定を説明いたします。

お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

1番、申請地、泉町、地目はすべて田、合計面積は9,683㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転及び賃借権の設定でございます。

転用目的は、大型車両、重機及び資材置場敷地でございます。

事業実施の確実性につきましては、従来賃借していた車両置場及び資材置場敷地を返却したため、車両等を集中管理できる広い敷地及び原材料の搬入先に近い資材置場敷地を緊急に必要としていることから、事業実施は確実であると思われま

す。以上1件、今月の30aを超える5条申請面積は、田9,683㎡でございます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

小名浜・常磐地区、お願いいたします。

石島主任

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 　　ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第4号 現況確認証明願いについて」事務局より説明をお願いします。

林係長 　　(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書の11ページをお開きください。

議案第4号現況確認証明願いについて説明いたします

番号の1、申請土地は、大久町でございます。

地目につきましては、公簿地目は畑、現況は原野でございます。

面積は1,222㎡でございます。

事由につきましては、申請地は平成9年頃に周辺が原野化し、また農道等の分断により耕作が困難になったことから耕作を放棄したため、平成14年頃から当該申請地が原野化し、現在に至ったものであります。

続きまして、番号の2、申請土地は、久之浜町でございます。地目につきましては、公簿地目は畑、現況は山林でございます。面積は3,914㎡でございます。

事由につきましては、申請地は、昭和49年頃まで果樹園として桃を栽培しておりましたが、昭和50年頃になると当時の耕作者である申請者の父が高齢になり、後継者である申請者も会社員となり果樹園経営が困難になったこともあり、当該地に土砂流出防止等のために杉を植林しております。その後、平成10年に当該地を相続した申請者は、土砂流出の防止、環境保全等の役割を果たす山林として管理し続け、現在に至ったものであります。

以上2件、現況確認証明面積は、畑が5,136㎡、合計5,136㎡でございます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

5番飯高委員

番号1、2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第4号 現況確認証明願いについて」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 初めに、1点、訂正がございます。
議案書12ページをお開き下さい。
農用地利用集積計画第10号について可否を求める、とありますが、正しくは、農用地利用集積計画第10号から11号について可否を求める、ですので、訂正をお願いいたします。
議案書13ページをお開き願います。
農用地利用集積計画第10号から第11号の内容について説明いたします。
第10号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。
実施地区は、平。
買い手1名、売り手1名、対象筆数、田1筆、地目及び面積、田3,000㎡となっております。
第11号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。
実施地区は平、勿来、四倉、小川。
借り手1名、貸し手56名、対象筆数、田153筆、畑1筆、地目及び

面積、田123,776㎡、畑450㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第10号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年8月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平、現況地目、田、面積3,000㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第11号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年8月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は四倉町、現況地目、田、面積158㎡、外55件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第10号から第11号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書26ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。

土地の所在は、大久町外8筆、現況地目、田、面積、11,134㎡、外5件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画(案)は平成29年7月20日に開催しました第25回農地部会で議決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものです。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任 議案書の28ページをお開き願います。

農地法第4条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は963㎡、転用目的は自己駐車場及び物置場、都市計画法上の区分は準工業地域、工事着工年月日は平成29年8月1日、受理年月日は平成29年7月5日でございます。

外8件ございました。

29ページをお開きください。

合計面積は、田1,911㎡、畑3,135㎡、合計5,046㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任 議案書の31ページをお開き願います。

農地法第5条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は小名浜、登記地目及び面積は田32㎡、畑33㎡、転用目的は自宅敷地拡張、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成29年7月15日、受理年月日は平成29年7月5日でございます。

外23件ございました。

35 ページをお開きください。

合計面積は、田 1,331.41 m²、畑 5,404 m²、合計 6,735.41 m²でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任 まず、1点議案書の訂正がございます。議案書38ページの7番につきまして、記載誤りですので削除願います。これにより、計の農地面積が、田9,213m²、合計9,213m²となりますので、修正願います。

では、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

1番、所在地は渡辺町、現況地目はすべて田、面積は2,833m²でございます。

土地の引渡し時期は平成29年7月28日でございます。

外5件、田が9,213m²、合計面積は9,213m²でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書の40ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。

7月中には1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。

面積は、田1,440㎡、畑1,681㎡、合計3,121㎡になります。
審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書
を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分致しましたので、ご報告
します。

議 長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご
承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

(意見なしの声)

議 長 それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第26回
農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。